

2026年度

履修要項

福岡短期大学

目 次

はじめに

1. 大学の基本情報

建学の精神と教育理念	2
学位授与の方針 ディプロマ・ポリシー (DP)	3
カリキュラム・マップ DP・学修成果	6
カリキュラムツリー	10

2. 履修要項

1 教育課程 (カリキュラム) と履修	
1) 本学の教育の特色	16
2) 教育課程 (カリキュラム) を理解するための用語について	17
3) 履修登録	18
4) 授業	19
5) 試験	21
6) 試験受験心得	23
7) 台風・自然災害、交通機関等の不測の事態に伴う授業・試験の取り扱い	26
入学生の卒業要件単位一覧表	28
教養教育科目開講一覧	29
教育課程及び年次配分表	30
本学において取得できる免許、資格及び受験資格について	33
専攻科教育課程及び単位認定規定	37

3. 福岡短期大学単位認定規定

はじめに

この「履修要項」は、福岡短期大学の学生として、入学してから卒業するまでの間、健康で学び多き学生生活を送るための指針となるべき事項を集約したものです。

年度初めは必ず熟読し、また不明な点が生じた場合には、この「履修要項」をよく読み返してください。解決できない場合は、遠慮なく教職員に質問してください。自己流の解釈や伝聞等に頼って思わぬ苦境に追い込まれることのないよう、くれぐれも注意してください。

学内における連絡事項は主に学内掲示板及びポータルサイトを用いて行いますので、**必ず**毎日確認してください。

皆さん一人ひとりが福岡短期大学の学生であることに誇りと希望と責任をもち、有意義な学生生活を送れるよう自分を律し努力を惜しまないでください。

わたしたち福岡短期大学の教職員一同は、皆さんが充実した素晴らしい学生生活を過ごされることを願っています。

本学では、学生生活における履修登録、掲示情報の確認、アンケート回答等にポータルサイトを利用しています。学外からでも利用することが可能であり、「いつでも」「どこでも」大学に関する情報を取得することができます。

利用にあたっては、オリエンテーションにて配付される各マニュアルを熟読し、早急に活用方法を理解してください。

また、各サイトへのアクセスには学生毎に設定されるID、パスワードを利用しますが、これらの扱いには十分に注意し、他人にID・パスワードが漏れることがないようにしてください。

1. 大学の基本情報

◆建学の精神と教育理念

建学の精神

建学の精神は「強く、正しく、優しく」である。それは、

- ① 現代社会に積極的に適応して生きていくために十分な知識・教養・生活技能がしっかり身につけている**強さ**
- ② 自己の信念として、生活の目的・目標として立てたことを、辛抱強く貫き通す**正しさ**
- ③ 人道主義的な心が日常のすみずみによく浸透している**優しさ**を言う。

このように知・情・意(知識・情操・意志)が立体的に構造づけられた深みのある人間を理想の人間像として描き、地域社会の要請に応えるべく更なる改革と発展を追い求めます。

教育理念

これら建学時の方針を今に受け継ぐものとして、本学の教育理念は次のように表わされる。

- 1.「自ら行動する有能な社会人としての人材」育成する。
 - 2.「専門の知識・技術をしっかり身に付け、その才を自ら伸ばす努力をする人材」を育成する。
- ① 個人に秘められた可能性の開発
…他者と広く関わることで自分の可能性を発見し、その才能を伸ばす喜びを知り、社会性を身に付けてほしい。
 - ② 社会に生きる条件を整える。
…教養と知識を充実させ、社会の一員として自立すると共に、心豊かな生活を送ってほしい。
 - ③ 本学卒業後の30歳の実りに
…人生の目的についてしっかりと考え、達成するための方法を学び、卒業後も努力・成長してほしい。

これを制度化された具体的な全人教育プログラムとして整理してみると、次のような形で 把握できる。

全人教育	正課教育	教養教育	① 社会科学入門 ② 基礎教養科目 ③ キャリア科目 ④ 外国語科目 ⑤ 保健体育科目 ⑥ 情報科目
		専門教育	(健康栄養学科(栄養士コース・調理師コース))
	正課外教育		① 学友会活動に対する側面からの指導援助 ② 学園祭委員会活動に対する側面からの指導援助 ③ 新入生オリエンテーションにおけるリーダーとしての学生参加に対する側面からの指導援助

◆学位授与の方針 ディプロマ・ポリシー (DP)

現在の教育理念から導き出された4つの観点(①知識・理解 ②思考・判断 ③興味・意欲・態度 ④技能・表現)、これに即した卒業までに獲得すべき能力を学修成果として定めている。学修成果を身に付け、本学の教育課程において所定の単位を修得した学生に学位を授与する。全学共通のディプロマ・ポリシーは次のとおりである。

1. 教養豊かで物事を多角的な視点で捉え、様々な問題に対して論理的に考え、状況に応じた判断を下すことができる。
2. 社会生活において遭遇する諸問題に適切に対処することができる。
3. 自立した社会の一員として果たすべき責任を自覚している。
4. 自らを律することができ、他者と共同で作業する力を身に付けている。
5. 各学科の専門性に合わせた専門力量を修得し、社会の変化とニーズに対応し、主体的に活躍できる。

健康栄養学科		
<p>社会人としての常識・教養と食の専門家としての知識・技能・態度を身に付け、食と健康の分野で幅広く活躍できる人材の育成を目的とし、学科の学修成果を獲得して所定の単位を修得した学生に学位を授与する。</p>	<p>【知識・理解】 社会生活を営むために必要な教養と食の専門家として活躍するための豊かな知識を身に付けている。</p>	<p>【思考・判断】 修得した知識を踏まえて、物事を論理的に考え、適切な判断ができる。</p>
<p>【興味・意欲・態度】 ・社会の一員としての倫理観と責任感報恩感謝の気持ちを持った行動ができる。 ・食や健康に関して興味を示し社会に積極的に関わろうとする意欲を有する。</p>	<p>【技能・表現】 ・人々との良好な人間関係を築くことができる。 ・食と健康に関する専門技術と表現力を身に付けている。</p>	

教養教育科目カリキュラム・マップDP (ディプロマ・ポリシー)

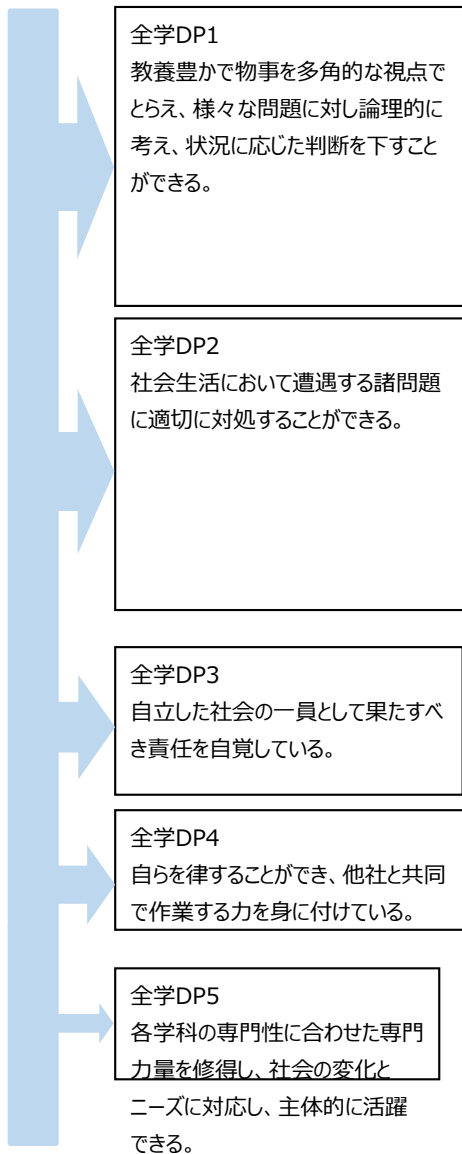
	全学DP	能力
教養教育	1. 教養豊かで物事を多角的な視点で捉え、様々な問題に対して論理的に考え、状況に応じた判断を下すことができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・他文化、異文化に関する知識の理解 ・人類の文化、社会と自然に関する知識の理解 ・コミュニケーションスキル ・数量的スキル ・情報リテラシー ・論理的思考
	2. 社会生活において進退する諸問題に適切に対処することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決力
	3. 自立した社会の一員として果たすべき責任を自覚している。	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理観 ・市民としての社会的責任 ・生涯学習力
	4. 自らを律することができ、他者と共同で作業する力を身に付けている。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己管理力 ・チームワーク、リーダーシップ
専門教育	5. 各学科の専門性に合わせた専門力量を修得し、社会の変化とニーズに対応し、主体的に活躍できる。	必要な能力については、各学科DP、評価指標のページ参照。

教養教育科目															
基礎教養科目										外国語科目			保体	情報科目	
社会科学入門	生活健康学	キャリア演習	美しい文字を学ぶペン字	料理入門	色と形で美を探る	日本の文学と文化	基礎化学	日本の文化と社会 1	日本の文化と社会 2	日本の文化と社会 3	英語 1・2	韓国語 1・2	日本語 1・2	生涯体育理論と実践	基礎情報科学演習 1・2
○		○	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	
○		◎			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
◎			○											○	○
○														◎	

専門教育科目																										
2年前期							2年後期																			
社会福祉概論	生理学	生化学2	食品加工学	食品加工学実習	臨床栄養学概論	臨床栄養学実習	栄養指導論実習1	給食管理実習2	学外実習1(事業所)	生活環境と健康	身体を守る健康知識	健康栄養ゼミナール1	公衆衛生学	解剖生理学実習	食品学実験	食事療法	栄養指導論実習2	公衆栄養学概論	応用調理学実習	学外実習2(病院)	フードコーディネーター論	食品の官能評価・鑑別論	実践栄養士論	食料経済	心の健康管理	健康栄養ゼミナール2
	◎											○	○										◎	○	○	
			◎	○	◎							○		◎				○				◎	○	◎	○	
	◎	◎										○	◎									◎	○		○	
					○	○			◎			○	◎		○	○		◎				○	○		○	
						○	○	○				○			○	○		○				○	○		○	
					◎	○	○					○	○		◎	○		○							○	
			◎	○	◎	○	○					○		○	○		◎	○								
			○	○		○	○	○				○	○	○	○	○		○	○	○					○	
																									○	
																									◎	
			○	○	○	○	○	○			◎	○	○	○	○	○		○	○	○					○	
																									◎	
																									○	
																									○	
																									○	

専門教育科目																						
2年前期							2年後期															
調理理論と食文化 4	食生活美学	食品加工学	臨床栄養学概論	生活環境と健康	身体を守る健康知識	食品加工学実習	食品衛生学実験	食品衛生学実習 3	調理学実習 4	調理学実習 1	校外調理実習 1	公衆衛生学	食品学実験	調理理論と食文化 5	調理理論と食文化 6	応用調理学実習	フードコーディネーター論	食品の官能評価・鑑別論	食料経済	総合調理実習 2	校外調理実習 2	
												○							○			
○	◎					○	◎	◎	◎				◎	○	○	○	◎	◎	◎			
			○	◎								◎										
◎								○	○					◎	◎							
			◎							◎	○									◎	○	
										○	○	○									○	○
						◎	○	○	○	○	○	○	○				◎	○			○	○
						○	○	○	○	○	○	○	○			○					○	○
						○	○	○	○	○	○	○	○			○					○	○
						○	○	○	○	○	○	○	○			○					○	○
						○	○	○	○	○	○	○	○			○					○	○
						○	○	○	○	○	○	○	○			○					○	○
						○	○	○	○	○	○	○	○			○					○	◎

科目		開講時期	1年次		2年次	
			前期	後期	前期	後期
教養教育科目	基礎教養科目	キャリアスキル	社会科学入門 キャリア演習			
		文化・芸術	美しい文字を学ぶペン字 料理入門 日本の文化と社会1 → 日本の文化と社会2・3 色と形で美を探る 日本の文学と文化			
		人間社会・自然科学	基礎化学			
		倫理観・女性観		生活健康学		
	外国語科目	オーラル・コミュニケーション	英語1 → 英語2 韓国語1 → 韓国語2 日本語1 → 日本語2			
	保健体育科目	健康	生涯体育理論と実践			
情報科目	ICT	基礎情報科学演習1・2				
専門教育	専門教育科目		学科のカリキュラムツリーを参照のこと。			
	各種資格科目					



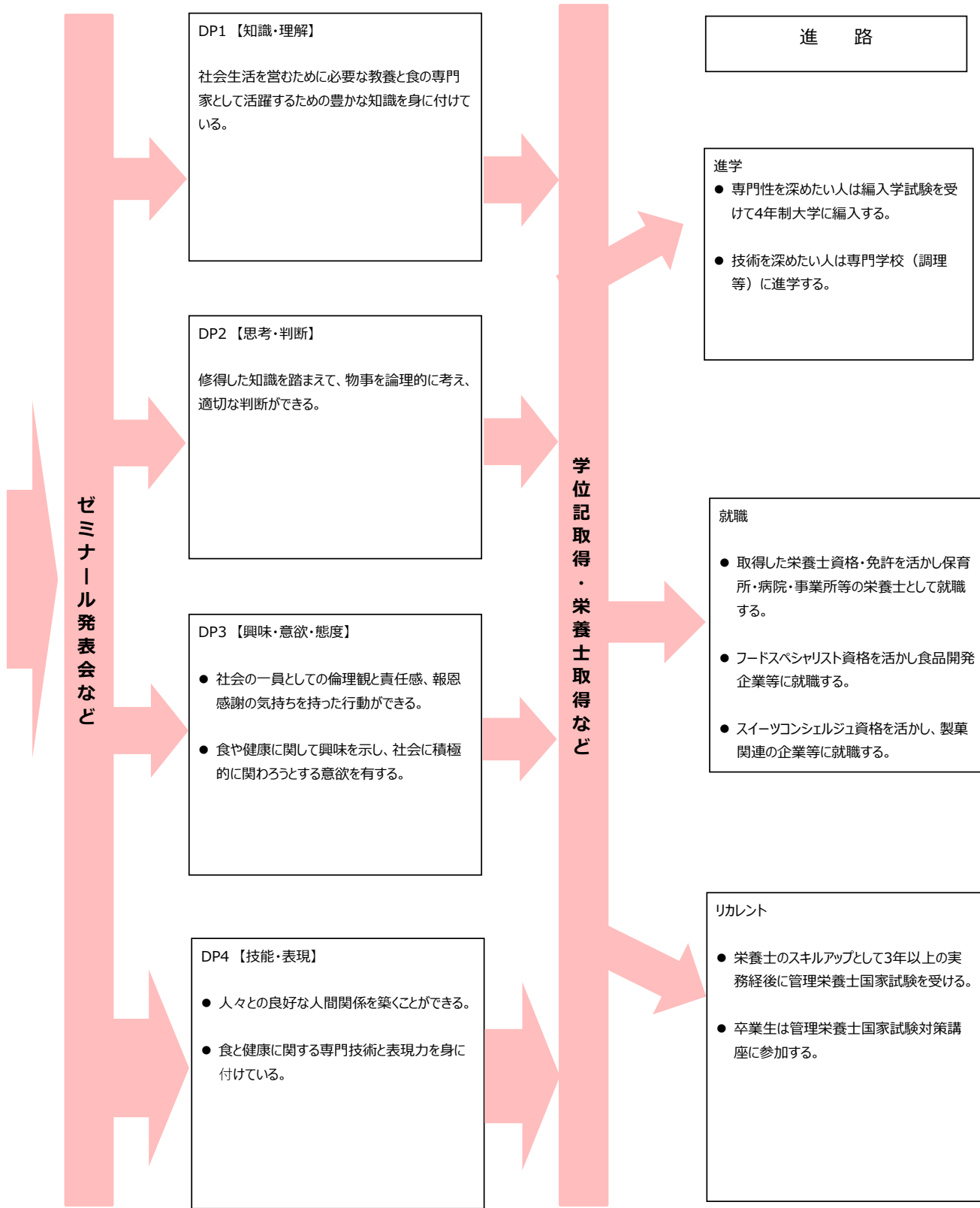
令和8年度(2026年度)健康栄養学科 栄養士コース カリキュラム・ツリー(履修系統図)

科目群	到達目標	1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
社会生活と健康	社会生活と健康の関係がわかる			社会福祉概論	公衆衛生学
人体の構造と機能	人体の構造・機能を理解できる		解剖学 生化学Ⅰ	生理学 生化学Ⅱ	解剖生理学実習
食品と衛生	食の安全がわかる		食品学 食品衛生学	食品加工学 食品加工学実習 食品衛生学実習	食品学実験
栄養と健康	食から健康を支えるヘルスクエアマネジメントができる	基礎栄養学 ライフステージ別栄養学 ↓ ライフステージ別栄養学実習		臨床栄養学概論 臨床栄養学実習	食事療法
栄養の指導	食・栄養指導ができる	栄養士入門	栄養指導論	栄養指導論実習Ⅰ	栄養指導論実習Ⅱ 公衆栄養学概論
給食の運営	給食の運営ができる	給食計画・実務論 調理学 ↓ 基礎調理学実習Ⅰ	給食管理実習Ⅰ 基礎調理学実習Ⅱ	給食管理実習Ⅱ 学外実習Ⅰ(事業所)	学外実習Ⅱ(病院) 応用調理学実習 実践栄養士論
ゼミナール	食と健康に関するゼミ形式によるグループ学習で自分の考えを表現する力を身に付ける			健康栄養ゼミナールⅠ	健康栄養ゼミナールⅡ
情報関連	栄養統計処理ができる		応用情報科学演習		
フードスペシャリスト	フードスペシャリスト資格に必要な知識を身に付ける		フードスペシャリスト論		食品の官能評価・鑑別論 食料経済 フードコーディネータ論
スイーツコンシェルジュ	スイーツコンシェルジュ資格に必要な知識を身に付ける	食品の安全と衛生			

教養科目群 基礎教養科目 外国語科目 保健体育科目 情報科目

DP: 社会人としての常識・教養と食の専門家としての知識・技能・態度を身に付け、食と健康の分野で幅広く活躍できる人材の育成を目的とし、学科の学修成果を獲得して所定の単位を修得した学生に学位を授与する。

CP: 社会人としての常識・教養と食の専門家としての知識と技能を修得し、仕事に携わる上での基礎(力)が身に付くように次の方針でカリキュラムを編成している。



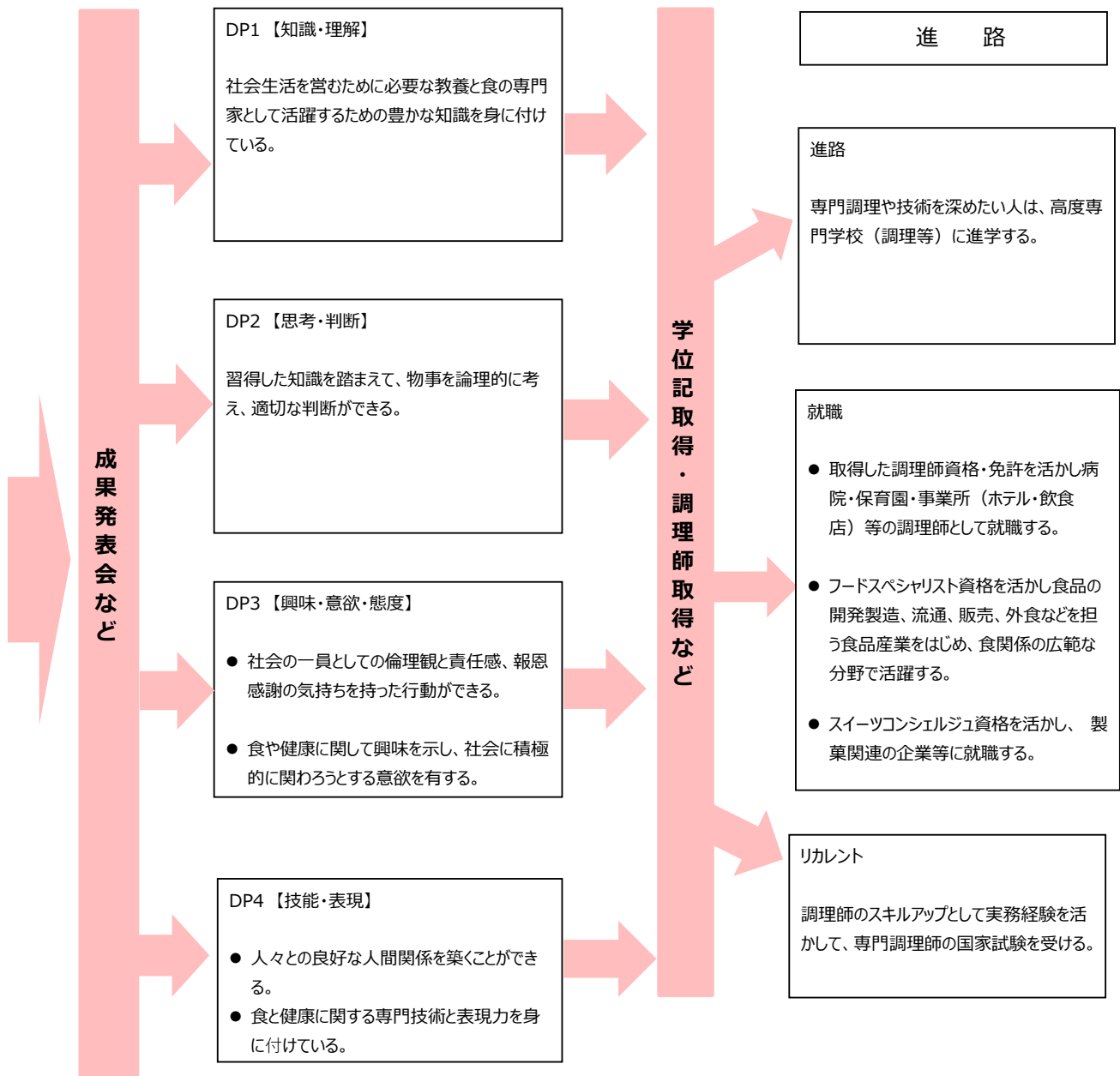
令和8年度(2026年度) 健康栄養学科 調理師コース カリキュラム・ツリー(履修系統図)

科目群	到達目標	1年次		2年次	
		前期	後期	前期	後期
食生活と健康	社会生活と健康の関係を理解できる			生活環境と健康 身体を守る健康知識	公衆衛生学
食品と栄養の特徴	人体の構造・機能を理解できる	基礎栄養学	食品学	臨床栄養学概論 食品加工学	食料経済
食品の安全と衛生	食の安全がわかる	食品の安全と衛生	食品衛生学	↓ 食品加工学実習 食品衛生学実験	
調理理論と食文化概論	日本および各国の食文化・調理技法を理解できる	調理理論と食文化1	調理理論と食文化2 調理理論と食文化3	調理理論と食文化4	調理理論と食文化5 調理理論と食文化6
調理実習	食の専門家としての技術を習得する	基礎調理学実習1	基礎調理学実習2 調理学実習1 調理学実習2	調理学実習3 調理学実習4	応用調理学実習
総合調理実習	給食施設・設備を理解し、大量調理技術や経営について理解する			総合調理実習1	総合調理学実習2
実地研修	食と健康に関するゼミ形式によるグループ学習で自分の考えを表現する力を身に付ける			校外調理実習1 食生活美学	校外調理実習2
フードスペシャリスト	フードスペシャリスト資格に必要な知識を身に付ける	調理学(選択合同)	フードスペシャリスト論(選択合同)		食品の官能評価・鑑別論(選択合同) 食品学実験(選択合同) フードコーディネータ論(選択合同)
スイーツコンシェルジュ	スイーツコンシェルジュ資格に必要な知識を身に付ける				

教養科目群 基礎教養科目 外国語科目 保健体育科目 情報科目

DP: 社会人としての常識・教養と食の専門家としての知識・技能・態度を身に付け、食と健康の分野で幅広く活躍できる人材の育成を目的とし、学科の学修成果を獲得して所定の単位を修得した学生に学位を授与する。

CP: 社会人としての常識・教養と食の専門家としての知識と技能を習得し、仕事に携わる上での基礎(力)が身に付くように次の方針でカリキュラムを編成します。



2. 履修要項

1. 教育課程（カリキュラム）と履修

短大では、教育の目標を達成するため、どのような教育内容(授業科目)を、どれだけ(単位数)、どのような方法(履修区分・年次、授業期間・方法等)で学ぶかを定めています。

これを、教育課程(カリキュラム)といいます。学生は、このカリキュラムに基づいて実施される授業を受けて、短大における学修の目的を果たすことになります。授業を受けて学修することを履修といいます。

本学のカリキュラムとその履修方法の基本的な事柄は、本学の学則・単位認定規程に示しています。ここでは、この学則及び規程を分かりやすく解説します。

1) 本学の教育の特色

本学の教育理念を実践するために次のような特色をもった教育を行っています。

(1) 社会人入門の特設

本学では、基礎教養科目の中に「社会科学入門」という科目を開設しています。開学以来の長きに亘って実施している全学必修科目の総合教養教育プログラムです。「社会科学入門」は卒業後、社会の変化に対応して生き抜くための基礎的能力を身に付け、10年後の成長を期待して実施しているものです。この科目の後に行われるクラス別集会は、クラスアドバイザーとの交流の場であるとともに大学共同体意識の涵養の場でもあります。

(2) 教養教育科目の充実

教養教育科目とは、人間として、幅広くバランスのとれた教養を深めるための科目です。豊かな人間性を形成すると同時に、人間・社会を取り巻く事象を正しく判断・考察する能力を養います。豊かな人間性があるからこそ、専門的な知識、ひいては資格を、社会生活の中で活かして役立てることができます。

教養教育科目は、基礎教養科目、外国語科目、保健体育科目、情報科目に分かれており、それぞれの分野で多彩な科目を設置しています。外国語科目は、英語・韓国語の中から選択することができます。

教養教育科目を有効に活用して教養と見聞を深めてください。

(3) 専門教育の徹底

学科それぞれに、将来に生かし得るに十分な専門教育科目が用意されています。また情報化時代に即応した基礎情報科学演習等の科目を開設するなど、社会の変化とニーズに対応した教育課程を開設し、社会で活躍できる専門的な社会人を養成する教育とそれを教授する専門家教員を配置しています。

(4) 課外活動の奨励

学友会活動やサークル活動など課外活動を奨励しています。学友会の運営は、教職員のアドバイスを受けることはありますが、全て学生の手元にゆだねられています。学生相互の親睦を深め、快適な学生生活が送られるよう努めると共に、学友会活動やサークル活動を通じて人間形成を図ることを目的としています。

(5) クラスアドバイザー制度

限られた2年間で有効に過ごせるよう、各クラスには助言教員(クラスアドバイザー)が配置されています。アドバイザーは毎週開かれるクラス別集会を中心に、学生との相互理解に努め、学生生活への広範な助言にあたっています。

2)教育課程(カリキュラム)を理解するための用語について

授業科目区分の内容と卒業のための履修進行の流れを説明する前に、授業の種類、単位・単位数、授業期間、授業時間、必修科目・選択科目について説明します。

(1) 授業の種類

本学の授業には、講義、演習、実験・実習及び実技の3種類の授業形態があります。

講義 教員が学問的知識を授ける授業方法で、基礎教養科目と専門教育科目の多くの授業がこれにあたります。

演習 比較的少人数の学生数で行われる授業で、講義のように学問的知識を聞くだけでなく、学生自ら考えて行動、研究、発表、討論等を行うことが求められる授業で、外国語科目やキャリア演習等があります。

実験・実習・実技

それぞれの実習・実技を行うことで技術・知識を修得する授業で、学外実習や個人実技等がこれにあたります。

(2) 単位・単位数

それぞれの授業科目の内容に必要な学修量を単位数で表します。単位数の計算方法について、本学では学則で次のように定めています。

(単位)

第30条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・実習および実技については、30時間から45時間の実験・実習又は実技をもって1単位とする。

つまり、1つの科目の授業は、15週にわたって開設します。受講に際して必ず、予習・復習を心がけてください。本学は、1年を前学期(4月1日から9月30日まで)と後学期(10月1日から3月31日まで)の2つの学期に分けて、授業を半年の1学期(15週)で完結する制度(セメスター制)を採用しています。前学期を前期、後学期を後期ともいいます。

(3) 授業期間

本学は、1年を前学期(4月1日から9月30日まで)と後学期(10月1日から3月31日まで)の2つの学期に分けて、授業を半年の1学期(15週)で完結する制度(セメスター制)を採用しています。前学期を前期、後学期を後期ともいいます。

(4) 授業時間

次のように、1つの時限を90分とします。

1時限: 9時00分～10時30分	4時限:14時40分～16時10分
2時限:10時40分～12時10分	5時限:16時20分～17時50分
3時限:13時00分～14時30分	

ただし、実験・実習科目は135分間授業を行うので、例えば1時限目の始めから2時限目の前半までを1つの実験・実習授業時間としています。

(5) 必修科目・選択科目

必修科目 卒業するまでに全学生が必ず履修し、単位を修得しなければならない科目です。1単位でも不足すると卒業できません。

選択科目 特定の科目の中から学生が自分の興味や関心に従って自由に履修し、単位を修得できる科目です。

選択必修科目 特定の選択科目の中から指定された単位数以上の科目を履修し、単位を修得しなければならない科目です。これも1単位でも不足すると卒業できません。本学では、余分に修得した選択必修科目の単位は、卒業のための選択科目の単位としてカウントできます。

(6) 開講科目のナンバリング

教育課程の体系が容易に理解できるように、科目間の連携、科目内容の難易度、取得資格を表す英数記号をつけ、教育課程の構造を分かりやすく明示する仕組みです。

福岡短期大学では、令和2年度から全ての学科等で、この制度を導入しました。

付番方法

本学における開講科目のナンバリングは次の構成とする。年度ごとに付番するのではなく、原則として授業科目に固定したものとします。ただし、カリキュラムの見直し等があった場合は、再付番することとします。

1) 開講科目のナンバリングコード

CL-JC 2 1 01 -JLSTI

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

2) コードの意味

- ① 学科コード ② 科目郡コード
- ③ 必修選択コード ④ 水準コード
- ⑤ 連番 ⑥ 資格コード

3) 履修登録

学生が授業を受けて学修することを履修といいます。

学生は、授業科目を履修し単位を修得するためには、その科目について決められた期日に履修登録の手続きを行わなければなりません。

履修登録とは、大学が作成する講義要項(授業実施計画)及び時間割の中から、その学期に履修する授業科目を学生自身が申請して、大学がそれを確認・承認する大事な手続きです。

学生は、これによって授業科目に対する学修意思を表明し、承認を得てはじめて、授業科目の履修が可能となります。学生にとっては、履修申請の手続きが単位修得への出発点といえます。

(1) 履修申請(web 履修)

学生は、履修しようとする科目について、その学期の指定された履修登録申請手続き期間内に、学内のパソコンから履修登録申請手続きをしなければなりません。

履修登録申請手続き期間は、学務課の掲示板等で連絡します。履修登録申請手続きは、「履修登録方法について」に従って正しく登録してください。履修登録申請後は、学務課の履修登録システムで登録を行います。その後、履修申請が違っている場合やエラーメッセージがある場合は、訂正し定められた期日までに「履修変更申請」を行ってください。

(2) 履修上の注意事項

- 履修できる科目は、所属学科・年次・学期の開講科目と下の年次・学期の開講科目です。
- 同一時限に2科目以上重複して履修登録することはできません。
- 選択科目は、教育効果をあげる観点から、履修学生数を制限することがあります。
また、受講者数が極端に少ない場合には該当科目を休講する場合があります。
- 必修科目、選択必修科目では、履修すべきクラスを指定します。このときは、指定されたクラスで履修しなければなりません。

4) 授業

授業の目的は、大学の教育の目標に沿って、人間形成上必要とされている知識・技能・態度などを、教員の研究成果を通して計画的に伝達し、教育し、訓練し、開発していくことです。授業は、学校教育の根幹であり、大学生活の中心であります。

(1) 授業の時間割

授業は時間割に従って、1学期15週間行います。ただし、授業科目担当教員の事情により、別に期間を定め集中講義として行うことがあります。期間は、事前に学務課の掲示板等で連絡します。

(2) 休講と補講

本学の行事又は授業担当教員のやむを得ない事情により、授業を休講する場合があります。休講の場合は、事前に学務課の掲示板で連絡します。

休講があった場合は、原則としてこれを補うために補講を行います。補講は各学期の補講期間又は土曜日に行います。

(3) 授業の代替教員及び閉講等

開講科目について、次の理由により代替教員による授業の開設及び閉講する場合があります。

1. 担当教員が病気、事故等の不測の事態により、授業を担当できない時は、他の代替教員が授業を担当する場合があります。
2. 前項の代替教員等が配置できない場合、開設時期を変更する場合があります。
3. 必修科目、免許・資格科目等以外の選択科目は、履修登録者が5名未満の場合、原則として閉講します。

(4) オフィス・アワーについて

授業に関する学生の質問・相談等に応じる「オフィス・アワー」を開設しています。

専任教員は、毎週指定の場所・時間帯を掲示して、学生の対応をします。また、非常勤講師も授業終了後に質問を受け、時間がない場合は、学務課の「質問・相談シート」に記入し、翌週の授業で学生に回答します。

(5) 授業の出席について

授業は、皆出席が原則であり、また単位修得の大前提です。原則として、授業実施時間数の3分の2以上出席しない場合、その授業科目の単位認定試験の受験資格がなくなります。学生の本分は学業です。日頃より授業に出席するよう心がけてください。

このほか、欠席にもっと厳しく対処している授業科目もあります。「講義要項」に書いてある注意や、授業担当教員の指示に従ってください。また、遅刻・早退の取り扱いについても、留意ください。

遅刻・早退について

- 遅刻は授業開始から30分以内までとします。早退は授業終了から30分以内までとします。
- 30分以上の遅刻は欠席とします。30分以上の早退は欠席とします。
- 3回の遅刻で1回の欠席とします。3回の早退で1回の欠席とします。

授業中の注意について

- 授業時間中担当教員の指示に従わないときは、受講を取り消すことがあります。
- 授業時間中は、担当教員の許可なしに入退室できません。
- 教室内での喫煙、飲食及び携帯電話等の使用は禁止します。

(6) 授業の欠席について

授業を欠席する場合又は欠席した場合は、「欠席届」を該当する授業の担当教員に提出してください。「欠席届」の用紙は学務課で配布しています。なお、この「欠席届」は授業の担当教員に欠席を報告するものであって、「欠席届」の提出で、出席扱いになることはありません。また、担当教員により与えられた課題を行ってください。

(7) 公認欠席(公欠)について

下記のような特別な理由により授業を欠席する、又は欠席した場合は、公認欠席(公欠)として取り扱います。公欠の取扱いを申請したい場合は、証明書等を持参して学務課で公欠届を受け取り、授業の担当教員に提出してください。その際、証明書等を見せてください。

公認欠席は欠席ですが、補講または担当教員により与えられたレポート等を行うことにより、学生の単位取得の不利にならないよう対応します。

事項	公欠の日数又は回数及び条件	証明書等
2親等以内の親族の忌引き	1親等 - 7日 2親等 - 3日 (土日曜、祝祭日を含む)	保護者等の証明等 (会葬御礼はがき等)
学外実習	実習期間は、実習を開始した日から、実習終了日までの期間	実習担当者の証明
就職活動(就職試験・試験に準ずる会社説明会)	就職活動において、右の証明書を提出する者は、原則として公欠扱いとする。	求人先の証明又は学務課証明
課外活動(サークル活動)	極めて顕著な成績をあげ、西日本大会・全日本大会等に参加する場合は、許可することがある。	サークル顧問教員の証明
交通機関不通	当日限り	公的機関等の証明 (延滞証明書等)
学校感染症による出校停止	医師の診断による	医師の診断書又はそれに代わる証明書
その他教授会(教務部長・学生部長)で認められたもの	(1) 公的な機関の依頼により欠席した場合 (2) 上記に準ずる事由により欠席した場合	(1) 公的機関等の証明

【備考】

- 学校保健安全法第 19 条で定められている感染症と診断された場合は、感染拡大を防ぐため、医師の定めた期間、出校停止となります。登校せずに直ちに学務課(092-922-2497)に連絡してください。

学校感染症と認められる感染症のうち、学生の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症及び概ねの治癒期間は次のとおりです。

感染症	治癒までにかかる日数(目安)
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあっては、3 日)を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

- その他の感染症で医師から出校停止と言われた場合は、学務課(092-922-2497)に問い合わせてください。
- 出校停止期間は医師の診断書又はそれに代わる証明書に拠ります。

医師の診断書又はそれに代わる証明書には以下の項目を必ず記入してもらってください。○ 病名

○ 出校停止の期間(○月○日～○日まで)

○ 医療機関名・医師名

5) 試験

大学は、授業科目の種類に関わらず試験を実施して、その成績評価により単位を与えます。試験は、教員にとっては学生の授業の理解度及び到達度を測り評価する手段であり、学生はその評価により学修成果を知ることになります。また、その成績評価は、本学が社会的に責任を持つものです。

(1) 試験の実施

試験は、授業が終了する学期末に、筆記試験・口述試験・実技試験で行います。レポート提出でこれに代えることもあります。

(2) 試験の区分

試験には、定期試験、追試験及び再試験があります。

- 定期試験 授業が終了する学期末にまとめて行います。
- 追 試 験 病気・災害・忌引その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対し、所定の期間中に申し出があった場合、追試験を行うことがあります。追試験の申し出については、後記の「6. 試験受験心得」に従ってください。
- 再 試 験 定期試験が不合格になった者に対し、再試験を行うことがあります。成績は 69 点を最高点とします。

(3) 試験時間

試験の開始時間は授業時間と同じです。試験科目によっては、60分試験や90分試験となる場合があります。

(4) 受験資格

次の場合は、その授業科目について受験資格がありません。

- その科目について履修登録されていない場合
- その科目について出席回数が3分の2に満たない場合
- 試験開始後15分以上遅刻した場合

(5) 不正行為

試験に不正があった者に対しては、該当科目を失格とします。

(6) 成績評価

履修した科目の成績評価は、試験及び平素の成績によって行います。

100点満点の点数であらわし、S、A、B、C、Dでの成績評価は、次の基準で定めます。

- S 100点 ~ 90点
- A 89点 ~ 80点
- B 79点 ~ 70点
- C 69点 ~ 60点
- D 59点 以下

C以上の成績評価を得たものを合格とし、Dは不合格とします。

GPAによる成績評価

S、A、B、C、Dでの成績評価に加えて、ある期間に履修した授業科目の平均的な評価にGPAを使用し、「成績通知書」にも記載します。自分の評価基準の参考にしてください。GPA（グレード・ポイント・アベレージ Grade Point Average）は、履修科目の成績それぞれについて

「S」を4、「A」を3、「B」を2、「C」を1、

「D」及び「失格」を0

のGP（グレード・ポイント Grade Point）に換算し、該当履修期間中に履修登録した全単位について合計し、履修登録単位数で割って得られる1単位当たりの平均ポイントです。

GPAは次の計算式で算出されます。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{履修登録した科目のGP} \times \text{その科目の単位数})\text{の総和}}{\text{履修登録した科目の総単位数}}$$

履修登録後、科目の履修を放棄した場合、失格(GP = 0)となりGPAの値が低く評価されます。よって、履修登録した科目は受講を継続するか、科目の履修をやめる場合、決められた期間内に履修取消しの手続きをしてください。

(7) 単位の認定

- 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与えます。
- 既に修得した科目の単位の取消しはできません。また、既に修得した科目を再履修して単位及び成績を更新することはできません。

- 授業料等学生納付金の納付を滞納している学生は、納付を完了するまで、受験した全ての科目について単位の認定は受けられません。

(8) 成績発表

- 成績は自己管理です。各自の責任において成績を確認してください。成績発表の日に、「成績通知書」を渡します。成績発表の日時は、学務課の掲示板等で連絡します。「成績通知書」は、後日、保護者にも学生への発表後に各学期の最終成績(追・再試結果を含む)を10月と3月末に郵送します。

(9) 受験心得

以上の事項を含めて、学生は受験に際して守らなければならない事柄及び成績発表に関する事柄について、後記の「6. 試験受験心得」に詳しく記述しています。よく読んで間違いのないようにしてください。

6) 試験受験心得

(1) 定期試験時間割

- 1) 試験開始時間は、原則として授業時間割と同じ時間帯としますが、科目によっては変更になる場合がありますから、試験時間割表で事前に確認してください。
- 2) 天候上等の理由で公共交通機関のダイヤが大きく乱れた場合は、時間帯をスライドさせる場合もあります。

(2) 定期試験時間割の発表

定期試験の1週間前(土・日・祭日は日数に含めず)に掲示板等を通して発表します。
なお、試験時間割は配布しませんので、転記を間違いのないようにしてください。

(3) レポート課題の伝達・受付窓口

- 1) 専任教員の場合 — 各教員が直接対応します。
- 2) 非常勤講師の場合 — レポート課題の伝達は担当教員が行い、受付窓口は学務課とします。学務課で受け付けるレポートについては、掲示板で連絡します。
なお、提出の際は、次のことを注意してください。
 - ① レポートは指定されたサイズの用紙を使用し、表紙(科目名・担当教員名・学籍番号・氏名を記載)を付けてください。
 - ② レポート提出者は、レポートにレポート提出用紙(学務課に準備)を添えて提出してください。
 - ③ レポート締切日・時間を過ぎた場合は、失格になります。

(4) 受験無資格者(失格者)

試験前に授業科目ごとの受験無資格者(失格者)を掲示します。

(5) 受験上の注意

受験に際しては、次の事項に注意し、厳正な態度で受験してください。

1. 学生証を提示すること。

学生証を忘れた学生は、券売機で仮学生証用証紙を購入し(手数料 100 円)発行手続きを行ったうえ、受験してください。仮学生証の有効期限は、当日限りです。

2. 遅刻、早退について

15 分以上の遅刻は受験できません。

30 分以上経過しないと退室できません。

3. 質問は挙手をして行うこと。

4. 筆記用具について

- ① 下敷、筆入れ類の使用を禁止します。
- ② 筆記用具の貸借を禁止します。

5. 持ち込み許可資料について

- ① 試験中の貸借を禁止します。
- ② 自筆ノート(手書きのみ)持込可の指示のある場合は、必ず自筆ノートを持参してください。その際に、コピーノートを持ち込んだ場合は不正行為とみなします。

6. 携帯品について

- ① 許可された物以外は指示された場所に置いてください。特に、メモ・ノート・本等は閉じてからバッグ等に収納してください。
- ② 携帯電話の電源は必ず切ってください。(時計・辞書・電卓としての使用は認めません。)

* 不正行為について

不正行為があった場合は、当該科目が失格となります。

受験中、下記の行為を不正行為とみなします。

- 私語や態度不良について注意を与えても改めない等、試験監督者の指示に従わない場合
- 受験科目に関する内容を紙片、筆記用具、机等にあらかじめ書き込んだ場合、また、これを利用した場合
- 持込が許可されていないテキスト、参考書、ノート等を利用した場合
- 持込が許可されているテキスト、参考書、ノート等を試験中に貸借した場合
- 他人に受験させたり、他人に代わって受験した場合
- 答案用紙を他の受験者に見せたり、解答を教えたりした場合
- 他の受験者の答案をのぞき見したり、解答を教えてもらったりした場合
- 所持品(電子機器を含む)その他へ事前に書き込みをして、それを使用した場合
- その他、常識に照らし不正な手段を用いて受験したと認められる場合
-

厳正な態度で受験してください。

(6) 単位認定試験の欠席への対応

1. 試験を病気等又は学外実習等で欠席する場合は、当該試験の直前までに(電話でも可) また、連絡不可能な場合は、当該試験科目終了後3日以内に学務課に連絡してください。理由なく連絡しなかった場合は失格とします。
2. 上記により連絡した学生は、原則として定期試験終了後3日以内に追試験受験申請書に欠席事由の証明書(病気の場合は診断書等)を添え学務課に提出してください。これを怠った場合は、失格とします。日常的な交通渋滞による遅延・試験時間割の転記ミス等は、事由として認められません。
3. 追試験受験申請書により教務委員会で審議を行い、承認された場合は追試験を受験することができます。

(7) 学生に対する成績発表

成績発表当日、「成績通知書」を配布します。また、追・再試験の結果については、学内の履修登録システムから確認してください。

(8) 保護者への成績通知

「成績通知書」は後日、保護者にも郵送します。

(9) 追試験(本学で認められた下記の事由で定期試験を受験できなかった場合に実施する試験)

- 1) 料 金 徴収しません。
- 2) 評 価 最高 90 点とします。ただし、学外実習を理由とした場合は、最高 100 点とします。
- 3) 受験科目制限 制限はありません。
- 4) 事 由(原則として次の事由以外の欠席は失格とします。)

事 由	提 出 証 明 書 等
病 気	医師の診断書又はそれに代わる証明書、若しくは本学保健室の診療記録
学 外 実 習	学務課の証明
編 入 学 試 験	学務課の証明
就 職 試 験	受験企業等又は学務課の証明
交 通 渋 滞 等	公共交通機関の発行する証明書
二 親 等 以 内 の 親 族 の 忌 引 き	父母又は保証人並びにそれに代わる者の証明書(会葬礼状等)
そ の 他	欠席の理由を証明又は説明できるもの

※ 参考

- ① 就職試験の場合は、試験日前後に要する移動日を含めます。
- ② 忌引として認められる日数は、移動による日数を含め次のとおりです。
一親等(父母・子)…………… 7 日
二親等(祖父母・兄弟・姉妹)…………… 3 日
- ③ 公共交通機関のダイヤが大きく乱れた場合は、「交通渋滞等」の中で対応します。公共交通機関の発行する証明書を提出してください。ただし、日常的な交通渋滞による遅延は、理由として認めません。早めに登校してください。

5) 手続きについて

- ① 試験を病気等で欠席する場合は、当該試験の直前までに(電話でも可)また連絡 不可能な場合は、当該試験科目終了後 3 日(土日、祝日を含まない)以内に学務課に連絡してください。理由なく連絡しなかった場合は失格とします。
- ② 追試験を申請する場合は、原則として定期試験終了後 3 日以内に追試験受験申請書に欠席事由の証明書を添え学務課に提出してください。これを怠った場合は、失格とします。
- ③ 追試験受験申請書を学務課に提出し、追試験シールを受領してください。
- ④ 追試験シールは、答案用紙・レポートの表紙の右上に貼付してください。シール の貼付されていない答案用紙・レポートは採点されません。
- ⑤ 追試験シールを紛失した場合は、券売機にて再発行証紙(1 科目当たり 100 円)を購入し、学務課窓口に提出してください。
- ⑥ 追試験の追試験は原則として行いません。理由なく欠席した者は単位放棄とみなします。

- (10) 再試験(不合格者について、特に担当教員が認めた場合に再度行う試験ですが、再試験を受験するかどうかは各自で判断してください)
- 1) 料 金 1 科目=1,000 円
 - 2) 評 価 最高 69 点とします。
 - 3) 受験科目制限 制限はありません。
 - 4) 事 由 科目担当教員の指示によります。(科目担当教員が再試験受験資格者を指定)
 - 5) 手続きについて
 - ① 指定期間・指定時間内に、券売機にて「再試験申請(1 科目あたり 1,000 円)」を購入し、再試験受験申込書に必要事項を記入のうえ、学務課窓口へ提出し、再試験シールを受領してください。
 - ② 再試験シールは、答案用紙・レポートの表紙の右上に貼付してください。シールの貼付されていない答案用紙・レポートは採点されません。
 - ③ 再試験シールを紛失した場合は、券売機にて再発行の証紙(1 科目当たり 100 円)を納入し、学務課窓口へ提出してください。
 - ④ 再試験の追試験は原則として行いません。理由なく欠席した者は単位放棄とみなします。
- (11) 成績評価についての異議申し立て
- 学期の成績評価について、次のような場合は異議を申し立てることができます。
1. 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの。
 2. シラバスまたは担当教員の説明等により周知している成績評価方法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの。異議申し立てを行う場合は、申立期間内に学務課へ申し出てください。詳細は 60 ページを確認してください。

既修得単位の認定

本学学則に掲げる次の規則に基づき、他の大学又は短期大学等の学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を認定する場合があります。

申請手続きは、学期の始めに成績証明書及び当該科目の講義要項(シラバス)の写し(コピー)等の認定が確認できるものを添えて、事前に学務課に申し出てください。

1. 学則第 32 条 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等
2. 学則第 33 条 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修
3. 学則第 34 条 入学前の既修得単位の認定

7) 台風・自然災害、交通機関等の不測の事態に伴う授業・試験の取扱い

台風・自然災害や交通機関等の不測の事態について、授業(試験を含む)や学校行事等の取扱いは次のとおりとする。

【公共交通機関】

(1) 西鉄電車が運休の場合

- ① 午前 6 時 30 分時点で西鉄電車が運休の場合は、1 時限目を休講とする。

- ② 午前 8 時まで運行が再開された時は、2 時限目以降は通常どおり授業を実施する。
- ③ 午前 10 時 30 分まで運行が再開された時は、3 時限目以降は通常どおり授業を行う。
- ④ 午前 10 時 30 分の時点で運行が再開されていない場合は、終日休講とする。

(2) 西鉄電車以外が運休の場合

平常どおり授業を行う。ただし、他の交通機関の運休により通学が不可能な場合、後日遅延証明書等により公欠届等、担当教員へ申し出ること。

【警報・特別警報】

(1) 警報が発表された場合

- ① 午前 6 時 30 分の時点で、福岡・太宰府・筑後地区等において、西鉄天神大牟田線もしくはJR九州の鹿児島本線等が運休している場合は、午前の授業等を休講等とする。
- ② 午前 10 時 30 分の時点で、福岡・太宰府・筑後地区等において、西鉄天神大牟田線もしくはJR九州の鹿児島本線等が運休している場合は、午後の授業等を休講等とする。

(2) 特別警報が発表された場合

- ① 午前 6 時 30 分時点で、福岡・太宰府・筑後地区等に特別警報が発表されている場合は、午前の授業等を休講等とする。
- ② 午前 10 時 30 分時点で、福岡・太宰府・筑後地区等に特別警報が発表されている場合は、午後の授業等を休講等とする。

いずれの場合も状況に応じて、自身の安全確保を最優先すること。また、上記以外の対応の場合は、別途 HP からお知らせするので、こまめに確認をすること。

令和8年度(2026年度)入学生の卒業要件単位一覧表

別表第1 <健康栄養学科>

学 科	教 養 教 育 科 目										専 門 教 育 科 目		合 計
	必 修					選 択					必 修	選 択	
	基礎 教養科目	外国 語科目	情 報	保 健 体 育	社 会 科 学 入 門	料 理 入 門	色 と 形 で 美 を 探 る	日 本 の 文 学 と 文 化	基 礎 化 学	基 礎 情 報 科 学 演 習 2			
栄 養 士 コース	4	2	1	1	2	4					12	36	62
調 理 師 コース	4	2	1	1	2	4					10	38	62

令和8年度(2026年度)教養教育科目開講一覧 健康栄養学科(栄養士コース・調理師コース)

科目	単位数	時間数	開講時期		備考	卒業要件単位			
			前期	後期		必修(A)	選択(B)	計	
基礎教養科目	社会科学入門	2	2	○	○	調理師必修 栄養士必修 留學生のための科目	2	2	14
	生活健康学	2	2	○	○		2		
	キャリア演習	1	2	○	○		1		
	美しい文字を学ぶペン字	1	2	○	○		1		
	料理入門	2	2	○	○		2		
	色と形で美を探る	2	2	○	○		2		
	日本の文学と文化	2	2	○	○		2		
	基礎化学	2	2	○	○		2		
	日本の文化と社会	1	2	○	○		2		
	日本の文化と社会	2	2	○	○		2		
日本の文化と社会	3	2	○	○	2				
外国語科目	英語	1	1	2	○	いずれか 1ヶ国語 2単位 留學生のための科目	2	4	4単位以上選択必修
	韓国語	2	1	2	○				
	韓国語	1	1	2	○				
	日本語	2	1	2	○				
	日本語	1	1	2	○				
保健体育科目	生涯体育理論と実践	1	2		○		1		
情報科目	基礎情報科学演習	1	1	2	○		1		
	基礎情報科学演習	2	1	2	○	栄養士必修	1	1	

○ 教養教育科目の受講について

1. 外国語科目は、英語、韓国語、日本語(留學生科目)の中から1外国語(2単位)を修得しなければならない。
3. その他、教養教育科目(料理入門、色と形で美を探る、日本の文学と文化、基礎化学)の中から計4単位以上を修得しなければならない。

教育課程及び

健康栄養学科 栄養士コース

科目	開設単位数	時間数	開設単位の内訳			開講時期				備考	卒業要件単位					
			卒業要件		栄養士 フードスペシャリスト	一年次		二年次			必修	選択	計			
			必修	選択		前期	後期	前期	後期							
基礎教養科目	社会科学入門	2	2	2			○					2	4単位以上選択必修	14		
	生活健康学	2	2	2			○					2				
	キャリア演習	1	2	1			○					1				
	美しい文字を学ぶペン字	1	2	1			○					1				
	料理入門	2	2		2		○								調理師必修	
	色と形で美を探究	2	2		2		○									
	日本の文学と文化	2	2		2		○									栄養士必修
	基礎化学	2	2		2		○									
	日本の文化と社会	1	2	2			○									留学生科目
	日本の文化と社会	2	2	2				○								留学生科目
日本の文化と社会	3	2	2	2			○						留学生科目			
外国語科目	英語	1	1	2	2			○				2	いずれか1か国語2単位			
	英語	2	1	2				○								
	韓国語	1	1	2				○								
	韓国語	2	1	2				○								
	日本語	1	1	2		2			○							留学生科目
日本語	2	1	2	2			○					留学生科目				
保健体育科目 情報科目	生涯体育理論と実践	1	2	1				○				1				
	基礎情報科学演習	1	1	2	1			○				1				
基礎情報科学演習	2	1	2		1	1		○					栄養士必修			
小計		29	40	10	9	2						10	4	14		
専門教育科目	社会生活と健康	公衆衛生学	2	2	2					○						
		社会福祉概論	2	2		2	2				○					
	人体の構造と機能	解剖生理学	2	2		2	2			○						
		解剖生理学実習	2	2		2	2				○					
		解剖生理学	1	3		1	1					○				
		解剖生理学	1	2	2	2	2				○					
	食品と衛生	食品学実習	2	2	2		2	2		○						
		食品工学実習	1	3		1	1	1				○				
		食品加工学実習	2	2		2	2	2				○				
		食品衛生学実習	1	3		1	1	1				○				
		食品衛生学実習	2	2	2		2	2				○				
	栄養と健康	基礎栄養学	2	2	2		2	2		○						
		ライフステージ別栄養学	2	2		2	2			○						
		ライフステージ別栄養学実習	1	3		1	1			○						
		臨床栄養学概論	2	2		2	2					○				
臨床栄養学療法		2	2		2	2						○				
栄養の指導	臨床栄養学実習	1	3		1	1					○					
	栄養士入門論	2	2		2	2			○							
	栄養指導論実習	1	1	3		1	1					○				
	栄養指導論実習	2	1	3		1	1					○				
	公衆栄養学概論	2	2		2	2						○				

年次配分表

科目	開設単位数	時間数	開設単位の内訳			開講時期				備考	卒業要件単位				
			卒業要件		栄養士	フードスペシャリスト	一年次		二年次		必修	選択	計		
			必修	選択			前期	後期	前期					後期	
専門教育科目	給食の運営	調理学実習1	2	2	1	1	○								
		基礎調理学実習2	1	3	1	1	○								
		基礎調理学実習2	1	3	1	1		○							
		応用調理学実習1	1	3		1				○					
		給食計画・実務論	2	2	2	2	○								
		給食管理実習1	2	6	2	2		○							
	フードスペシャリスト	給食管理実習2	学外実習1(事業所)	1		1	1				○				
			学外実習2(病院)	1		1	1					○			
			応用情報科学演習1	1	2	1	1		○						
			健康栄養ゼミナール1	1	2	1					○				
給食の運営	給食管理実習2	健康栄養ゼミナール2	1	2	1						○				
		実践栄養士論	2	2	2							○			
		フードスペシャリスト論	2	2	2			○							
		フードコーディネータ論	2	2	2							○			
給食の運営	給食管理実習2	食品の官能評価・鑑別論	2	2	2							○			
		食料経済	2	2	2								○		
小計			65		12	53	52	23					12	36	48
合計			94		26		54	23					22	40	62

＜学外実習参加資格に関する内規＞

1. 1年次に開講された栄養士必修専門科目の成績評価において、次に示す①～③のいずれかの事項に該当する場合は原則として2年次の学外実習に参加することができない。① 給食計画・実務論の単位を未修得の場合。② 給食管理実習1の単位を未修得の場合。③ 福岡短期大学単位認定規定(56ページ)第7条の受験資格を満たさない科目がある場合。
2. 1年次の単位修得が不良な者、健康栄養学科において適正を欠くと判断される者は学外実習には参加できないことがある。

＜学外実習(病院)参加資格に関する内規＞

1年次に開講された栄養士必修専門科目の成績評価において、S,A,Bの合計が1/2以下の場合には、原則として病院実習に参加することができない。

教育課程及び年次配分表

健康栄養学科 調理師コース

科 目		開設単位数	時間数	開設単位の内訳			開講時期				備考	卒業要件単位			
				卒業要件		調理師	フー ドスペ シャリス ト	一年次		二年次		必修	選択	計	
				必修	選択			前期	後期	前期					後期
専門教育科目	食生活と健康	生活環境と健康	2	2		2	2				○				
		身体を守る健康知識	2	2		2	2				○				
		公衆衛生学	2	2	2		2						○		
	食品と栄養の特性	基礎栄養学	2	2	2		2	2	○						
		食品学	2	2	2		2	2		○					
		食品加工学	2	2		2	2	2			○				
		臨床栄養学概論	2	2		2	2				○				
	食品の安全と衛生	食料経済	2	2		2	2	2				○			
		食品の安全と衛生	2	2		2	2		○						
		食品加工学実習	1	3		1	1	1				○			
		食品衛生学	2	2	2		2	2			○				
	調理理論と食文化概論	食品衛生学実験	1	3		1	1					○			
		調理理論と食文化1	2	2		2	2		○						
		調理理論と食文化2	2	2		2	2			○					
		調理理論と食文化3	2	2		2	2			○					
		調理理論と食文化4	2	2		2	2				○				
		調理理論と食文化5	2	2		2	2					○			
	調理実習	調理理論と食文化6	2	2		2	2						○		
		基礎調理学実習1	1	3	1		1	1	○						
		基礎調理学実習2	1	3	1		1	1		○					
		調理学実習1	1	3		1	1			○					
		調理学実習2	1	3		1	1			○					
		調理学実習3	1	3		1	1				○				
		調理学実習4	1	3		1	1					○			
	総合調理実習	応用調理学実習	1	3		1	1	1					○		
		総合調理実習1	1	3		1	1					○			
	実地研修他	総合調理実習2	2	1	3		1	1					○		
		校外調理実習1	1	2	6		2	2					○		
		校外調理実習2	1	1	3		1	1					○		
	フードスペシャリスト 関連科目	食生活美学	2	2		2	1						○		
フードスペシャリスト論		2	2		2		2		○						
フードコーディネータ論		2	2		2		2				○				
食品の官能評価・鑑別論		2	2		2		2				○				
食品学実験		1	3		1		1					○			
	調理学	2	2		2		2	○							
小 計		57	85	10	47	47	23					10	38	48	
合 計		86		24								20	42	62	

本学において取得できる免許、資格及び受験資格について

1. 本学において免許、資格及び受験資格を取得しようとする者は、学則第 8 章の必要な規定をみたし、それぞれの学科・コースにおいて定める科目の単位を修得しなければならない。
2. 免許、資格等の種類

学科・コース	免許、資格及び受験資格の種類
健康栄養学科(栄養士コース)	栄養士(国家資格)、フードスペシャリスト、専門フードスペシャリスト、栄養と調理技能検定、スイーツコンシェルジュ
健康栄養学科(調理師コース)	調理師(国家資格)、フードスペシャリスト、専門フードスペシャリスト、栄養と調理技能検定、スイーツコンシェルジュ

3. 免許、資格及び受験資格取得方法等については、次の各ページで説明しています。

栄養士・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34 ページ

調理師・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35 ページ

フードスペシャリスト・・・・・・・・・・・・・・・・36 ページ

栄養士(健康栄養学科)

栄養士資格を取得するためには、下記の要件を充足しなければならない。

取得に必要な条件

- 1.卒業要件を備えること。
- 2.栄養士施行規則第9条別表第1に準じて健康栄養学科で開講される専門教育科目(別表)と基礎情報科学演習1・2及び応用情報科学演習を履修すること。

栄養士法施行規則第9条別表1

教育内容	単位数		本学開設科目	単位数		
	講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	
社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2		
人体の構造と機能	8		社会福祉概論	2		
			解剖生理学	2		
			解剖生理学実習			1
			生化学	1		2
食品と衛生	6		生化学	2		
			食品学	2		1
			食品加工学	2		1
			食品加工学実習	2		1
栄養と健康	8		食品衛生学	2		1
			食品衛生学実習			
			基礎栄養学	2		1
		ライフステージ別栄養学	2			
		ライフステージ別栄養学実習				
臨床栄養学概論	2					
臨床栄養学実習		1				
栄養と指導	6	食事療養	2			
		栄養士入門	2			
		栄養指導論	2			
		栄養指導論実習	1		1	
給食の運営	4	10	栄養指導論実習	2	1	
		公衆栄養学概論	2			
		給食計画・実務論	2	2		
		給食管理実習	1		2	
		給食管理実習	2		1	
		調理学	2			
		基礎調理学実習	1		1	
基礎調理学実習	2	1				
応用調理学実習		1				
学外実習1(事業所)			1	1		

調理師（健康栄養学科）

調理師資格を取得するためには、下記の要件を充足しなければならない。

取得に必要な条件

1. 卒業要件を備えること。
2. 調理師法施行規則第6条別表第1に準じて健康栄養学科で開講される専門教育科目を別表のとおり修すること。

調理師法施行規則第6条別表第1				
規則等 規定教育内容	規則等規定 授業時間数	本学開設科目	単位数	
			講義又 は演習	実験又 は実習
食生活と健康	3単位(90時間)	生活環境と健康	2	
		身体を守る健康知識	2	
		公衆衛生学	2	
食品と栄養の特性	5単位(150時間)	基礎栄養学	2	
		食品学	2	
		食品加工学	2	
		臨床栄養学概論	2	
		食料経済	2	
食品の安全と衛生	5単位(150時間) ※実習30時間を含む	食品の安全と衛生	2	
		食品加工学実習		1
		食品衛生学	2	
		食品衛生学実験		1
調理理論と食文化概論	6単位(180時間)	調理理論と食文化1	2	
		調理理論と食文化2	2	
		調理理論と食文化3	2	
		調理理論と食文化4	2	
		調理理論と食文化5	2	
		調理理論と食文化6	2	
調理実習	9単位(300時間)	基礎調理学実習1		1
		基礎調理学実習2		1
		調理学実習1		1
		調理学実習2		1
		調理学実習3		1
		調理学実習4		1
		応用調理学実習		1
総合調理実習	3単位(90時間)	総合調理実習1		1
		総合調理実習2		1
調理師になる為の心得	2単位(60時間)	料理入門	2	
実地研修 その他科目		校外調理実習1		2
		校外調理実習2		1
		食生活美学	2	

フードスペシャリスト(健康栄養学科)

フードスペシャリスト資格及び専門フードスペシャリスト資格を取得するためには、下記の要件を充足しなければならない。

- 1.卒業要件を備えること。
- 2.フードスペシャリスト及び専門フードスペシャリスト資格取得に必要な健康栄養学科で開講される専門教育科目を別表のとおり修得すること。
3. フードスペシャリスト認定試験に合格すること。
- 4.専門フードスペシャリストにあつては、フードスペシャリスト認定試験及び専門フードスペシャリス認定試験に合格すること。

別表 フードスペシャリスト及び専門フードスペシャリスト資格取得に必要な専門科目

規定科目	本学開設科目	単位
フードスペシャリスト論(講義2単位以上)	フードスペシャリスト論	2
食品の官能評価・鑑別 講義1単位以上及び(実験又は実習1単位以上)	応用調理学実習	1
	食品加工学実習	1
	食品の官能評価・鑑別論	2
食物学に関する科目 講義4単位以上及び(実験1単位以上)	食品学	2
	食品加工学	2
	食品学実験	1
食品の安全性に関する科目(講義2単位以上)	食品衛生学	2
調理学又は調理科学に関する科目 講義2単位以上及び(実習2単位以上)	調理学	2
	基礎調理学実習1	1
	基礎調理学実習2	1
栄養と健康に関する科目(講義2単位以上)	基礎栄養学	2
食品の流通・消費に関する科目(講義又は演習2単位以上)	食料経済	2
フードコーディネート論(講義又は演習2単位以上)	フードコーディネート論	2

専攻科教育課程及び単位履修規定

※ 修了単位は各専攻科とも26単位以上修得すること

◎専攻科健康栄養専攻

科 目	必 修	選 択	備 考
解剖生理学特論		2	
生 化 学 特 論		2	
食 品 学 特 論	2	2	
食品加工学特論	2	2	
栄 養 学 特 論	2	2	
栄養指導論特論	2	2	
食事療法特論	2	2	
公衆栄養特論		2	
給食管理特論		2	
食品 衛生学 特論	2	2	微生物学を含む
調 理 学 特 論	2	2	
食物 栄養 特別 研究	4		
合 計	18	22	

必修18単位、選択8単位 計26単位以上

福岡短期大学単位認定規程

(趣 旨)

第1条 福岡短期大学（以下「本学」という。）の学生に係る試験、単位の認定及び成績評価等については、本学学則等他に別段の定めがあるもののほか、この規程に定めるところによる。

(履 修)

第2条 学則第29条の規定により卒業の認定を受けようとする者は、学則第28条に規定する別表第1に従って所定の単位を修得しなければならない。

2 学生が、1の学期に履修できる単位数は、教職課程等の免許科目を除き30単位を限度とする。

3 前項2にかかわらず、2年次は前年度、1年次は前学期のGPAが3.0以上の成績優秀者の1の学期に履修できる単位数は、教職課程等の免許科目を除き、35単位を限度とする。

(単位の認定及び授与)

第3条 授業科目（以下「科目」という。）を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 学生は、前項の規定にかかわらず、授業料等学生納付金を滞納した場合は、納付を完了するまでの間、受験した全ての科目について単位の認定を受けられない。

3 既修得単位の取消し及び更新は、認めない。

(試 験)

第4条 試験は、当該科目の授業終了の学期末に行う。

2 試験は、筆記試験・口述試験及び実技試験とする。ただし、指定されたレポートの提出によって、これに代えることがある。

3 レポートの提出要領については、別に定める。

(試験の区分等)

第5条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 前項の各試験の監督は、原則として当該科目担当教員が行う。

(定期試験)

第6条 定期試験は、学期末にそれぞれ期日を定めて行う。

2 定期試験の期日等は、試験開始7日前に掲示する試験時間割表により通知する。

3 定期試験を病気等で欠席する場合は、当該試験日時の直前までに受験できない理由を学務課へ連絡（電話連絡を含む。）しなければならない。ただし、連絡が不可能な場合は、当該試験科目の試験終了後3日以内に、受験できなかった理由を学務課へ連絡しなければ

ならない。

4 別項の連絡を行わなかったものについては、単位放棄とみなす。

(受験資格)

第7条 欠席時数が、当該科目開設時数の3分の1を超えた者については、原則として定期試験の受験を認めない。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった者については、追試験を行う。

2 追試験を受験しようとする者(以下「追試験受験希望者」という。)は、原則として定期試験終了後3日以内に、別表に掲げる欠席事由に係る証明書等を学務課へ提出しなければならない。

3 前項に定める証明書等を提出しなかった者は、追試験の受験を認めない。

4 追試験の追試験は、原則として行わない。追試験を理由をなく欠席した者は、単位放棄とみなす。

(追試験の手続等)

第9条 追試験受験希望者は、追試験願を学務課へ提出し、追試験シール(以下、この条において「シール」という。)を受領するものとする。

2 シールは、答案用紙又はレポートの表紙の右上へ貼付するものとする。

3 シールを紛失した者は、再発行手数料100円を会計課へ納入し、学務課からシールを受領するものとする。

4 シールの貼付されていない答案用紙又はレポートは採点しない。

(再試験)

第10条 定期試験で不合格になった科目については、再試験を行うことがある。

2 再試験の追試験は、原則として行わない。再試験を理由なく欠席した者は、単位放棄とみなす。

(再試験の手続等)

第11条 再試験を受験しようとする者(以下「再試験受験希望者」という。)は、再試験願を学務課に提出し、指定された期間内に再試験料1,000円を会計課へ納付した後、学務課から再試験シールを受領するものとする。

2 その他この条において、第9条第2項から第4項の規定を準用する。

(受験上の心得)

第12条 第4条1項に定める各試験を受験する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 学生証を監督者の指定する場所に提示すること。
 - (2) 下敷き、筆入れ等の筆記用具は、持ち込まないこと。
 - (3) 鉛筆、ボールペン等の持ち込みを許可された以外の所持品は、指示された場所に置くこと。
 - (4) 筆記用具の貸借は行わないこと。
 - (5) 持ち込みを許可された資料の貸借は行わないこと。
 - (6) 質問があるときは挙手すること。
- 2 試験開始後 15 分以内の遅刻及び 30 分以降の退場は認めるものとする。

(仮学生証)

- 第 13 条 受験に当たって、学生証を携帯していない者は、仮学生証発行手数料 100 円を会計課へ納付し、学務課から仮学生証の発行を受けた後、受験するものとする。
- 2 前項の仮学生証の有効期限は、当日限りとする。

(試験成績)

- 第 14 条 第 4 条第 1 項に定める各試験の成績は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 定期試験の成績は、最高 100 点とする。
 - (2) 追試験の成績は、最高 90 点とする。ただし、学外実習を理由に追試験を受験した場合は、最高 100 点とする。
 - (3) 再試験の成績は、最高 69 点とする。

(成績評価)

- 第 15 条 履修した科目の成績評価は、試験及び授業成績によって行う。
- 2 成績評価は、S、A、B、C、D の評語で表示し、次の基準によるものとする。
- (1) S 100 点～90 点
 - (2) A 89 点～80 点
 - (3) B 79 点～70 点
 - (4) C 69 点～60 点
 - (5) D 59 点以下
- 3 前項の基準により、C 以上の成績評価を得たものを合格とし、D は不合格とする。
- 4 則第 32 条から第 34 条の規定に基づき、学生が他大学等で履修した授業科目等について、本学における履修とみなし単位を与える場合は、「認定」により表すものとする。
- 5 単位認定規程第 17 条に該当する者及び学生が履修を中止した授業科目は、「失格」により表すものとする。

(グレード・ポイント・アベレージ)

- 第 16 条 学業成績を測る基準として、成績評価に加え、履修科目の成績の平均値グレード・ポイント・アベレージ(以下(GPA)という。)により評価を行う。
- 2 GPA による評価は、成績評価 S、A、B、C、D を 4、3、2、1、0 の 5 段階の

グレード・ポイント(GP)に換算して単位数を掛け、その総和を総単位数で割って 得られる 1 単位当たりの平均ポイントとする。

3 GPA は、学生の学修指導、卒業判定等の基準として活用する。

4 GPA に関する必要な事項は、別に定める。

(不正行為)

第 17 条 試験に不正があった者に対しては、当該科目を失格とする。

(雑 則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、試験、単位の認定及び成績評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 13 年 3 月 5 日)

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 単位認定規程 (昭和 57 年 4 月 1 日) は、廃止する。

附 則 (平成 21 年 12 月 16 日)

1 この規程は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 14 条に規定する成績評価は、同条の規定にかかわらず、この規程の施行日前 に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成 22 年 7 月 28 日)

この規程は、平成 22 年 7 月 28 日から施行する。ただし、平成 22 年 4 月 1 日入学生より適用する。

附 則 (平成 23 年 12 月 21 日)

この規程は、平成 23 年 12 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 8 月 24 日)

この規程は、平成 28 年 8 月 24 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 12 月 14 日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 9 月 27 日)

この規程は、令和元年 9 月 27 日から施行する。

別表 (第 8 条第 2 項関係)

欠席事由	証 明 書 等
病 気	医師の診断書又はそれに代わる証明書、若しくは本学保健室の診療記録
学 外 実 習	学務課の証明
編 入 学 試 験	学務課の証明
就 職 試 験	受験企業等又は学務課の証明
交 通 渋 滞 等	公共交通機関の発行する証明書

2 親等以内の親族の忌引き	父母又は保証人並びにそれに代わる者の証明書 (日数は学務課へ問い合わせること)
その他	欠席の理由を証明又は説明できるもの

福岡短期大学 GPA 制度に関する申し合わせ

(目的)

第 1 条 単位認定規程第 16 条第 4 項に基づき、福岡短期大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）制度による評価について必要な事項を定めることを目的とする。

(評価等)

第 2 条 学生が履修した授業科目の成績の評価、評語及びグレード・ポイント（以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

成績評価（100 満点）	評 語	GP
S（100 点～90 点）	基準を大きく超えて優秀である	4
A（89 点～80 点）	基準を超えて優秀である	3
B（79 点～70 点）	望ましい基準に達している	2
C（69 点～60 点）	単位を認める最低限の基準に達している	1
D（59 点以下）	基準を大きく下回る（不合格）	0
失格		

(再履修)

第 3 条 前条第 1 項及び第 3 項の規定により、「D」又は「失格」とされた授業科目について、学生が再履修を希望した場合は、当該授業科目の再履修を認めることができる。この場合において、再履修した際の成績評価の表記及び GP は、従前の成績評価の評価及び GP に置き換えるものとする。

(GPA の算出)

第 4 条 GPA は、次の算式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{GP} \times \text{単位数}) \text{ の総和}}{\text{履修登録総単位数}}$$

(対象授業科目等)

第5条 本学の開講する全ての授業科目をGPAの対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目に該当する場合は、GPAの対象外とする。

(1) 学則第32条から第34条の規定に基づき、学生が他大学等で履修した授業科目。(本学における履修とみなし単位を与えるものに限る。)

(2) 教務委員会等がGPA算出除外科目として定める教職課程及び自由科目の授業科目。

(学生指導等)

第6条単位認定規程第16条第3項による学生の学習指導は、以下のとおり取り扱う。

(1) GPAが1ポイント以下の場合、指導を行う。

(2) GPAが1ポイント以下の状況が継続する場合は、学習の改善を促す。

(3) 前号による改善の見込みがない場合は、留年、退学勧告等を行う。

附 則 (令和元年9月27日)

この申し合わせは、令和元年9月27日から施行する。

成績評価の異議申し立てに関する申し合わせ事項

福岡短期大学における成績評価に関する学生の異議申し立てについては、次のとおり処理する。

- 1 学生は、成績評価に異議がある場合、定期試験については成績発表から原則として5日以内、追再試験にあっては追再試験の成績発表から原則として3日以内に、別紙1「成績評価についての異議申立書」を学務課に提出した上で、担当教員に成績評価の異議申し立てを行うことができるものとする。
- 2 学生から成績評価の異議申し立てを受けた授業科目の担当教員は、異議申し立てがあった日から原則として5日以内に学生に試験問題又はレポート、模範解答又は回答例、採点基準、出席の記録等成績評価に関する資料による説明を面談により行うこととし、面談後は直ちに別紙2「成績評価についての異議申立書に対する回答書」を学務課に提出するものとする。
- 3 学生は担当教員の回答によっても成績評価に関する疑義が解決されない場合、又は担当教員と協議ができない場合には、再度、学務課を通じて教務委員会に異議申し立てを行うことができるものとする。
- 4 教務委員会は、学生の異議申し立ての内容等を調査・検討し、その結果を踏まえ、直ちに審議結果を学生及び担当教員に通知しなければならない。

附 則

この要項は令和6年4月1日から実施する。

自由科目・特別教育講座の受講に関する規則

(1) 自由科目

第1条 在学生在籍する科・課程の授業科目を逐次履修したうえで、なお、勉学のため他大学(本学が認める場合)、他科・課程の授業科目の受講を希望する場合は、これを自由科目として当該授業科目担当者及び科・課程主任の許可を得たうえ、教授会の承認を得て履修することができる。

第2条 出席及び単位認定試験については、正規の履修生と同じ取り扱いをうけるものとする。

第3条 試験に合格した場合、単位は認定するが、卒業要件単位としては加算しない。ただし、成績原簿には記載する。

第4条 受講できる授業科目の内、条件によってはその一部を制限することがある。

(2) 特別教育講座

1. 学生の教育上、特別に必要とするときは、学科・専攻の専門教育を超えて、正規の授業科目以外の特別教育講座として、必要とする授業科目又は講習会を開催することがある。
2. 開講した授業科目には単位を付すが、卒業要件単位には、加算しない。ただし、成績原簿には、自由科目の単位修得として、また講習会の場合は、講習済みとして記載する。
3. 開講時期や内容によっては、受講者数を制限することがある。
4. その他、必要なことはその都度検討し、協議のうえ実施する。

福岡短期大学社会人学生の 特定科目単位認定に関する申し合わせ

(目 的)

第1条 福岡短期大学社会人学生(以下「社会人学生」という。)の特定科目の単位認定について、必要な事項について定めることを目的とする。

(特定科目)

第2条 特定科目は、「社会科学入門」とする。

(単位の認定)

第3条 単位の認定は、当該社会人学生の申し出により教務委員会及び教授会の議を経るものとする。

(認定資格)

第4条 単位認定を受けることができる者は、当該入学年度の4月1日時点において、原

則満 25 歳以上の者であって、入学前に就業経験（主婦を含む。）を有する者とする。
2 前項以外の者であって、特別な理由がある場合は、教務委員会で協議する。

（認定手続）

第 5 条 単位認定を希望する者は、本学所定の手続きにより学長に願い出るものとする。

（認定時期）

第 6 条 単位認定時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りではない。

（講義等の出席）

第 7 条 単位の認定を受けた科目について、当該社会人学生が希望する場合は、聴講することができるものとする。

（施行時期）

第 8 条 この申し合わせは、平成 30 年 12 月 14 日から施行し、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

福岡短期大学科目等履修生規則

（目的）

第 1 条 この規則は、福岡短期大学学則（以下「学則」という。）第 43 条第 2 項の規定に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（入学の時期）

第 2 条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

（入学資格）

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学則第 15 条の各号の一に該当する者とする。

（入学出願手続）

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- （1）健康診断書
- （2）最終出身校の卒業証明書
- （3）志願者が職業に従事している場合は、勤務先所属長の承諾書

（入学者の選考及び入学許可）

第 5 条 前条の志願者については、教授会において選考する。

2 学長は、前項の選考により合格した者が入学手続きを完了したときは、入学を許可する。

（在学期間）

第 6 条 科目等履修生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、科目等履修生が引き続き

履修を願い出たときは、教授会の議を経て、1年を限度としてこれを許可することができる。

(単位の授与等)

第7条 当該授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(科目等履修生の授業料等)

第8条 科目等履修生の入学料及び授業料の額は、次表のとおりとし、入学検定料は徴収しない。

費 別	入学料	授業料 (1 単位当たり)		
		講 義	演 習	実験・実習及び実技
金 額	10,000 円	10,000 円	20,000 円	25,000 円

2 前項の規定にかかわらず、本学を卒業し、科目等履修生として入学した者に係る授業料 (1 単位当たり) の額は、半額とする。

3 前項については、協定校及び提携校の学生に準用する。

4 授業料は、履修を予定する科目の単位数に応じた額を入学を許可された後、直ちに納付しなければならない。

(学則の準用)

第9条 学則第9条、第10条、第11条、第26条、第27条 (第2号及び第3号を除く。)、第30条、第35条、第40条及び第50条の規定は、科目等履修生に準用する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年4月1日前から引き続き履修している科目等履修生の授業料等の額は、なお従前の例による。